

## P Cセキュリティサービス申込書

株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクトのP Cセキュリティサービスは、株式会社ソリトンシステムズのInfoTrace-OnDemandサービスならびに制御オプションサービスを使用しています。

お申し込みの際には、本申込書末尾の「個人情報の取り扱いについて」ならびに「P Cセキュリティサービス実施要領」にご同意いただくことが必要となります。

また、株式会社ソリトンシステムズの「InfoTrace-OnDemandサービスに関する確認事項」、「制御オプションサービスに関する確認事項」にあわせてご同意いただくことが必要となります

ご同意いただけましたら、右記にチェックをお願いします。→  同意します。

サービスに関する確認事項等について

NTTマーケティングアクトホームページ：<http://www.nttact.com/pcsec/index.html>に掲載してあります

### 1. お申し込み種別 (必須) ※いずれか1つに○をしてください。

・新規      ・追加      ・部分解約      ・全解約

### 2. お客様情報 (必須)

お申込み年月日		年 月 日	
お申込者 ●アカウント通知書の送付先	会社名	フリガナ	
	部署名		
	ご担当者名	フリガナ	
	送付先住所	〒 -	
	会社電話番号	( ) -	
	E-mailアドレス		
●DVDの送付先	部署名		
	ご担当者名	フリガナ	
	会社電話番号	( ) -	
	送付先住所	〒 -	
●請求書の送付先	部署名		
	ご担当者名	フリガナ	
	会社電話番号	( ) -	
	送付先住所	〒 -	

印

※お申込者様と同じ場合、ご担当者名欄に「同上」と記入願います。

※お申込者様と同じ場合、ご担当者名欄に「同上」と記入願います。

### 3. NTT販売担当者 ※NTT西日本営業担当者記入（解約の場合は記載不要です）

会社名		部署名	
会社コード		-	代理店コード
氏名コード		担当者名	電話番号

## 4. アカウント送付先

■	販売会社担当者（株式会社NTTマーケティングアクト ビジネスリビングセンタ PCセキュリティサービス担当）
---	---

## 5. ユーザID

・追加、部分解約、全解約の場合は、以下にアカウントをご記入ください。（o d から始まる9桁の数字です）

o	d								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

## 6. お申込み対象サービス（必須） ※お申込み種別にチェックし、お申込み台数をご記入ください。

お申込みサービス	最低利用台数	お申込み種別	お申込み台数
PCセキュリティサービス ・InfoTrace-OnDemandサービス ・制御オプションサービス	5台	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 追加するライセンス数 <input type="checkbox"/> 部分解約するライセンス数	____台 ※5台単位でのお申込みとなります。
DVDへのログコピーサービス		追加後／部分解約後のライセンス数 ※新規の場合は不要です。	____台

## 7. サービス開始・適用希望日（必須）

・課金開始は、サービス開始希望日の開始月からとなります。希望日が月途中であっても、月額サービス料金の日割りはありません。

希望日	年	月	日
-----	---	---	---

※標準納期は、マーケティングアクトが申込書受領後、「8営業日」ですので、申込書送付日数も踏まえ、希望日の記載をお願いします。

### 【サービス概要】

- ・契約期間は、サービス開始希望日の開始月から1年間とします。
- ・最低利用期間は1年間となります。なお、最低利用期間を経過した後は、いつでも解約することができます。
- ・サービス利用にあたり、ソフトウェアのインストールが必要となります。インストール作業はお客様にて実施願います。
- ・お客様のユーザID及びパスワードは、アカウント通知書にてご連絡いたします。
- ・アカウント通知書のご連絡と同時に、1年分のサービス料金をまとめてご請求いたします。  
お支払期日は、請求書発行日の20日後となります。
- ・ログデータの入ったDVDは、契約期間終了後、株式会社ソリトンシステムズより送付いたします。なお、DVDは特定記録郵便（本人限定受取）で送付いたしますので、DVD送付先のご担当者が変わりましたら、下記の間合せ先にご連絡願います。
- ・契約期間満了日の2ヶ月前までに書面により契約継続の確認を行います。追加または解約の場合は、書面に記載した申出期限までにお申込手続きをお願いします。

## 8. サービスの課金開始と課金終了

- ①課金開始は、サービス開始希望日の同月1日からとなります。希望日が月途中であっても、月額サービス料金の日割りはありません。
- ②課金終了は、サービス解約日の同月末日までとなります。解約日が月途中であっても、日割による清算は行いません。

### 【追加申込について】

- ・最低利用期間はサービス開始希望日の開始月から1年間となりますが、請求期間はサービス開始希望日の同月1日から既存契約の契約終了月までとなります。それ以降の追加申込についても、請求期間は既存契約と同様となります。
- ・追加の申込書を受領後、サービス開始希望日の同月1日から既存契約の契約終了月までのサービス料金をまとめて請求いたします。

### 【解約申込について】

- ・解約申込は、解約月の前月10日までにお申込ください。
- ・解約日が月途中であっても、PCセキュリティサービスのサービス料金は日割による精算は行いません。
- ・全解約を行なった場合のDVDへのログコピーサービスのサービス料金に関しては、日割および月割による精算は行いません。
- ・最低利用期間の途中でのお客様都合による一部解約または全解約は可能です。ただし、未利用期間のサービス料金の返金はございません。なお、全解約の場合は利用期間までのログをDVDにして送付します。
- ・追加申込で1年以内に解約する場合、事前にお支払いいただいていない残月分の費用を、追加請求させていただきます。

## 9. 販売会社情報（申込書送付先／お問い合わせ先）

※申込書（1・2ページ目のみ）は、PDFに変換して、新規／追加申込みの場合は、NTT販売担当者より、部分解約／全解約申込みの場合はお客様より直接、下記メールアドレスに送付願います。

会社／担当名	NTTマーケティングアクト ビジネスリビングセンタ PCセキュリティサービス担当
電話番号	0120-773703（受付時間 9:00～17:00 土日祝除く）
住所	〒920-0963 石川県金沢市出羽町4-1 NTT出羽町ビル6F
E-mailアドレス	daisyou_cloud-act@west.ntt.co.jp

# 個人情報の取り扱いについて

本申込書にご記入いただきご提出いただく際は、下記の「個人情報の取り扱いについて」にご同意いただいたものとさせていただきますことを予めご了承下さい。

## 1. 販売会社名

株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト

## 2. サービス提供会社名

株式会社ソリトンシステムズ

## 3. サービス提供の委託について

本サービスは、株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクトが販売代理店となり、株式会社ソリトンシステムズにサービス提供を委託いたします。

## 4. 利用目的

ご記入いただいた個人情報は、お申込み内容への対応のために利用いたします。

また、後日当社製品やサポートに関連する情報を株式会社ソリトンシステムズよりお送りさせていただく場合があります。

## 5. 個人情報の第三者提供について

ご記入いただいた個人情報は、ご本人の同意がある場合または法令に基づく場合を除き、第三者に提供することはありません。

## 6. 開示対象個人情報の開示等およびお問い合わせ窓口について

ご本人からの求めがあれば、ご記入いただいた個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去に応じます。

お問い合わせは、以下にお願いします。

株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト

ビジネスビルディングセンタ P Cセキュリティサービス担当

E-mail : daisyou\_cloud-act@west.ntt.co.jp

## 7. 個人情報をご記入いただくにあたっての注意事項

お客様情報を正しくご記入いただきませんと、個人情報の取り扱いに関するお問い合わせをいただいた際に回答を差し上げられない場合があります。

# PCセキュリティサービス実施要領

## 第1条（取り扱いの準則）

株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト（以下、当社という）は、PCセキュリティサービス実施要領（以下、本実施要領という）に基づき、PCセキュリティサービス（以下、本サービス）を提供します。

なお、本サービスは、株式会社ソリトンシステムズに委託（以下、サービス提供会社）し、サービス提供会社のOnDemandシリーズでありますInfoTrace-OnDemandサービスと制御オプションサービスにて提供します。

## 第2条（本実施要領の改定）

当社は、本実施要領を変更する場合があります。この場合、本サービスの提供条件は、変更後の実施要領に基づくものとします。

## 第3条（用語の定義）

当社は、本実施要領においては、次の用語はそれぞれの意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。
契約者	当社と本契約を締結している者をいいます。
管理対象PC	契約者が指定する、本サービスの提供の対象となるPC（当社が別に定める動作条件等を満たすPCに限ります。）をいいます。
管理対象スマートデバイス	契約者が指定する、本サービスの提供の対象となるスマートデバイスをいいます。
操作ログ	管理対象PCで行われた操作の記録をいいます。
インベントリ情報	管理対象PCのハードウェア、ソフトウェア、セキュリティ対策状況等に関する情報をいいます。
ウイルス対策	管理対象PCをコンピュータウイルスの感染から防御する機能をいいます。
サービスシステム	Webサーバ、DBサーバ、ログサーバ等から構成される、当社が本サービスを提供するために使用するシステムをいいます。
Webポータル	管理対象PCから収集されたインベントリ情報、操作ログ、ウイルス対策等の情報を閲覧等をするためのWebサイトおよび、管理対象スマートデバイスのデバイス情報の収集および閲覧等をするためのWebサイトをいいます。
サービス用エージェント	管理対象PCからサービスシステムへのインベントリ情報、操作ログ情報、ウイルス対策情報を送信する機能、管理対象PCのウイルス感染を防御する機能、Webポータルから管理対象PCへUSB接続の外部記憶媒体の制御、ファイル配信、Windowsパッチの強制アップデートなどを行う機能を有する、本サービスを提供するためのソフトウェア（そのインストールに必要なインストーラを含みます。）をいいます。
サービス用クライアント	Webポータルから管理対象スマートデバイスへデバイス情報収集、設定情報配信等を行うための機能を有する、本サービスを提供するためのソフトウェアをいいます。
営業日	土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに年末年始（12月29日～1月3日）を除くをいいます。
営業時間	営業日の9時から17時00分（いずれも日本標準時とします。）までをいいます。
お客さま管理者	管理対象PCから収集されたインベントリ情報、操作ログ、ウイルス対策等の情報を閲覧等する権限を有する、契約者が指定する管理者をいいます。

## 第4条（本サービス提供内容）

本サービスの内容は、後記8ページに定めるとおりとします。

## 第5条（契約の申込及び承諾）

1) 本契約の申込者（以下「申込者」といいます。）は、本実施要領、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に記載されている内容を承諾のうえ、申込書に、会社名、所在地、本サービスの利用開始希望日、管理対象PC、または、管理対象スマートデバイスの台数、連絡先Eメールアドレス等の必要事項を記入して、当社及びサービス提供会社に提出するものとします。なお、本サービスの利用開始希望日は、原則として、申込書の提出日から10営業日目以降となります。ただし、都合により希望に沿えない場合があります。

2) 前項の申込書による本サービスの申込を当社が承諾したときに、当社と申込者との間で本契約が成立するものとします。

- 3) 当社は、前項により本契約が成立した場合、本サービスの利用開始希望日の前日までに、申込書で指定された連絡先宛に、開通日その他の当社の定める事項を記載した開通通知を送付します。
- 4) 申込者は申込書に記載した本サービスの利用開始希望日の前日までに、当社から開通通知が届かない場合、当社にその旨を連絡お願いいたします。開通日当日までに当社へご連絡がない場合、開通通知が届いたものと見なして、開通日の翌日をサービス開始日とし、正常にサービスの提供が開始したものとみなします。
- 5) 当社は、次の各号の何れかに該当する場合は、本契約の申込みを承諾しないことがあります。
  - ① 申込書に虚偽の記載があるとき、又はそのおそれがあるとき
  - ② 申込者が、過去に当社が提供するサービスの料金等金銭債務の支払いを怠り、又は本サービスの料金の支払いを怠るおそれがあるとき
  - ③ 申込者が、第11条に定める禁止事項に反する行為を行ったことがあり、又は行うおそれがあるとき
  - ④ 申込者が日本国内に事業拠点（本店、支店、営業所又は事務所等）を有しないとき
  - ⑤ 本サービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障があるとき、又はそのおそれがあるとき
  - ⑥ 前各号に定めるほか、当社が別に定めるとき

## 第6条（契約期間と解約）

- 1) 本サービスの契約期間および最低利用期間は、後記9ページに定めるとおりとします。当社は契約期間の満了日の2ヶ月前までに書面通知により契約継続の確認を行います。  
契約者は、本サービスの最低利用期間を経過した後は、本サービスを解約することが出来るものとします。  
ただし、契約者都合により最低利用期間内での解約は可能ですが、未利用期間の本サービスの料金は返金しないこととします。
- 2) 契約者は、本サービスを解約する場合、本サービス利用最終月の前月10日迄に当社へ申し入れをするものとします。また、本サービス利用が月中途の解約の場合でも日割による精算はおこなわず、月分全ての料金を当社に支払うものとします。  
なお、本サービスを全解約する場合のDVDへのログコピーサービスに関しては、日割及び月割による精算はおこないません。
- 3) 契約者が前項により本サービスを解約した場合、当社は本実施要領に基づき未利用期間の料金を返還します。  
ただし、最低利用期間内での解約の場合はこの限りではありません。
- 4) 契約者が本サービスを解約する際、追加申込の利用期間が最低利用期間内となる場合がございます。その際は、事前にお支払いいただけない未利用期間の本サービスの料金を一括でお支払いいただくこととなります。
- 5) 契約者は、本サービス解約日までに全ての本サービス対象となる管理対象PCからサービス用エージェントをアンインストール、または管理対象スマートデバイスの登録を解除するものとします。また契約者は、解約日から30日を経過しても管理対象PCからサービス用エージェントをアンインストールしない、または管理対象スマートデバイスの登録を解除しない場合、当社に料金を支払うものとします。
- 6) 当社は、契約者の本サービス解約時において、契約者に関する全ての情報について返却の義務は負わないものとします。ただし、責任を持って契約者に関する全ての情報を、解約日から45日以内に消去するものとします。なお契約者が前項に該当する場合はこの限りではないものとします。

## 第7条（契約の変更）

- 1) 契約者は、本サービスの対象となる管理対象PC、または管理対象スマートデバイスの台数を追加する場合、当社へ、事前にその旨を申し込むものとします。
- 2) 当社は、契約者が事前に当社へ申し込むことなく、本サービス申込時の台数を超過してサービス用エージェントのインストール、または管理対象スマートデバイスの登録をおこなった場合、事前に契約者へ通知をおこなったうえで本サービスの対象となる端末の台数に、超過分の台数を加算するものとし、この台数に基づいて料金を請求できるものとします。
- 3) 契約者は、本サービスの対象となる管理対象スマートデバイスを登録後、機種変更、故障交換等により、管理対象スマートデバイスの再登録を実施する場合は、当社へ、毎月10日までにその旨メールにて別途当社が定める窓口へ連絡するものとします。連絡が滞った場合は、再登録を実施した管理対象スマートデバイスとは別に、再登録前まで使用していた管理対象スマートデバイスも含めた形で請求が発生します。
- 4) 著しい経済変動やその他の要因により料金が大幅に上昇する事態が発生した場合は、当社は契約者に対して料金の変更を申し入れるものとします。料金は、本実施要領に定める条件により契約者は当社に対して支払うものとします。

## 第8条（契約の解除）

- 1) 契約者または当社が次の各号のいずれかに該当した場合、相互に催告を要しないで本実施要領の全部または一部を解除できるものとします。
  - ① 本実施要領の義務に違反し相当の期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき
  - ② 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、会社更生もしくは民事再生手続の申立または公租公課の滞納処分のいずれかの事由が生じ、本契約の継続が困難と認められるとき
  - ③ 手形または小切手の不渡、銀行または手形交換所の取引停止処分等の事由が生じたとき
  - ④ 営業停止、営業免許の取消しまたは営業登録の取消し等行政上の処分を受けたとき
  - ⑤ 資本減少、営業の廃止、解散等重要な変更の決議をしたとき
- 2) 当社が前項により契約を解除した場合、当社は本実施要領に基づき未利用期間の料金を返還します。
- 3) 当社は、契約者が当社へ支払うべき料金について支払い期限を超えているにもかかわらず、当社から再三の催告を受けても支払わない場合は、直ちに契約者へ提供する本サービスを解除することができるものとします。またその場合でも当社は、契約者の未払いの料金を請求する権利を持つものとします。

## 第9条 (本サービスの変更と終了)

- 1) 本サービス内容に変更がある場合、サービス提供会社のWebページまたは当社からの書面等にて契約者へ情報を提供するものとします。
- 2) 当社は、契約者への本サービスの提供を、当社の都合により終了とする場合は、6ヶ月前までにサービス会社のWebページまたは当社からの書面等にて契約者へ通知するものとします。また当社は、代替措置の提案・提供の義務を負わないものとします。
- 3) 前2項について、当社が緊急を要する、もしくはやむを得ないと認めた場合はこれに限らないものとします。

## 第10条 (保証と免責)

- 1) サービス提供会社は、サービスシステムの稼働を毎日24時間監視するものとします。
- 2) サービス提供会社は、サービスシステムの保守・点検・その他のために、不定期にサービスシステムを停止出来るものとします。その際、サービスシステムを停止する日時は原則、当社の営業時間外とします。当社がサービスシステムを停止する場合は、日時および停止期間を、停止する原則10日前までにサービス提供会社のWebページまたは当社からの書面等にて契約者へ通知するものとします。ただし、当社が緊急を要すると認めた場合はこれに限らないものとします。
- 3) 当社は、サービスシステム障害に関する情報をサービス提供会社のWebページ等にて契約者へ通知するものとします。
- 4) 契約者は、管理対象PCにサービス用エージェントをインストールする、または管理対象スマートデバイスにサービス用クライアントをインストールする際、サービス用エージェント、またはサービス用クライアントの仕様についてあらかじめ了承したものとします。当社は、サービス用エージェント、またはサービス用クライアントのインストールにより契約者の管理対象PC、または管理対象スマートデバイスに発生した事象について一切の責任を負わないものとします。
- 5) 当社は、契約者へ提供した全てのユーザID並びにパスワードについて、契約者の使用上の誤りや第三者の不正利用等によって損害が発生した場合、一切の責任を負わないものとします。
- 6) 当社は、契約者が本レポートの全メール送信機能にて、故意または過失のいずれを問わず情報が第三者へ渡った場合について、一切の責任を負わないものとします。
- 7) 当社は、契約者のシステムや管理対象PC、または管理対象スマートデバイスなどに起因して本サービスを利用することが出来ない場合、一切の責任を負わないものとします。
- 8) 当社は、契約者が本サービスを利用して得た情報・データその他についてその正確性・完全性・有用性を保証しないものとします。
- 9) 当社は、本サービスを実施する正当な権限を有し、その実施がいかなる第三者の著作権、工業所有権その他の知的財産権を侵害するものではないことを保証します。
- 10) 当社は、当社の発行するマニュアル、サービス会社が提供するFAQ並びに、サポートにて、契約者に損害を与えた場合、一切の保証をおこないません。
- 11) 当社が所有する、本サービスにて使用される全ての著作権および知的財産権は、その権利が本サービスによって契約者へ移転するものではありません。
- 12) 本サービスは、契約者の所有する機密情報や個人情報の保護、情報漏えいやその他全ての情報セキュリティに関する事件、事故について防止し、保証するものではありません。

## 第11条 (禁止事項)

- 1) 契約者は、本サービスの利用に際し、以下に定める行為、またはこれらに類似する行為をおこなってはならないものとします。また、契約者が第三者に行わせることも同様とします。
  - ① サービスシステム、およびWebレポートにある情報の改ざん・削除・破壊
  - ② サービス用エージェントの第三者への提供・販売・再配布・レンタル・リースその他同等と当社が認める行為
  - ③ サービス用エージェントのリバースエンジニアリング・逆コンパイル・逆アセンブルその他同等と当社が認める行為
  - ④ サービスシステムへ不正なデータ・コンピュータウイルス等を送信・入力する行為
  - ⑤ サービスシステムに対し、正規の利用方法ではない一切の操作
  - ⑥ 本サービスの公序良俗に反する行為
  - ⑦ 本サービスの信用を毀損または毀損するおそれのある行為
  - ⑧ 他人への誹謗・中傷、プライバシーの侵害、名誉を毀損する行為
  - ⑨ 「迷惑メール」やそれに準ずるものを送信する行為
  - ⑩ 本サービスが提供する機能を利用してインターネット上にあるサイトへ契約者または当社の情報その他一切の不特定な情報を登録する行為
  - ⑪ その他、当社が不適切と判断した行為

2) 当社は、サービスシステム、およびWebレポートへの正規の利用方法ではない操作やアクセスを監視するために、契約者の本サービスの利用履歴を管理・調査・閲覧出来るものとします。またその利用履歴の記録は保管期間についての制約を設けないものとします。なお、そのアクセスの記録には、個人を特定することの出来る情報は含まれません。

#### 第12条 (権利義務譲渡の禁止)

契約者および当社は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本実施要領に基づく権利、義務および責務の全部または一部を第三者に譲渡することができないものとします。

ただし、サービス提供会社はこの限りではないものとします。

#### 第13条 (機密保持)

1) 契約者およびサービス提供会社を含む当社は、顧客または相手方より秘密である旨明示されて開示、提供された経営情報または技術情報を機密として扱い、本実施要領の目的に使用する以外、第三者に開示、漏洩または複製してはならないものとします。

2) 機密保持の例外として、次のいずれかに該当する情報には守秘義務は適用されないものとします。

- ① 契約者または当社が顧客または相手方に対して事前に開示することを書面で承諾した情報
- ② 情報開示の時点において既に公知であった情報
- ③ 情報開示後に契約者または当社の責に帰すべからざる事由によって公知となった情報
- ④ 契約者または当社が顧客または相手方より開示される以前に既に所有していたことを証明できる情報
- ⑤ 正当な権利を有する第三者から守秘義務を負わずに合法的に取得した情報
- ⑥ 法令により、または裁判所もしくは行政機関の判決、命令等により開示を義務づけられた情報

3) 前二項は、本サービスの終了後も引き続き5年間有効とします。

#### 第14条 (個人情報の取り扱い)

1) 契約者およびサービス提供会社を含む当社は、本サービスのために提供された個人を特定することの出来る情報について、一切を機密として扱い、本実施要領の目的以外の使用や、第三者への開示、漏洩または複製等を、おこなってはならないものとします。ただし、契約者または当社が当該の個人より事前に承諾を得ている場合は、この限りではないものとします。

2) 契約者およびサービス提供会社を含む当社は、本サービス終了後、本サービスのために提供された個人を特定することの出来る情報について速やかに削除するものとします。

#### 第15条 (不可抗力免責)

1) サービスシステムの故障・瑕疵およびサービス用エージェント、サービス用クライアントを含むソフトウェアの不具合等に起因して契約者に生じた直接または間接の障害に対しては、当社はその責任を負わないものとします。

2) 天災地変、事故その他契約者およびサービス提供会社を含む当社双方の支配を超える不可抗力的事由によって、本実施要領の不履行または遅延が生じた場合は、契約者および当社はその責を免れるものとします。

#### 第16条 (協議事項)

本実施要領に定めのない事項または本実施要領の条項の解釈に疑義が生じたときは、契約者当社信義に基づき誠実に協議のうえ、これを決定するものとします。

#### 第17条 (合意管轄)

1) 本実施要領に関する訴訟は、訴訟の提起を受ける当事者の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を合意上の第一審の専属管轄裁判所とする。

2) 本条の規定は、本契約の終了後も有効とする。

以上

## 『サービス内容』

本サービスの内容等は以下に定めるとおりとします。なお、その詳細は、サービス提供会社が別に定めるマニュアルに記載するとおりとします。

### サービスに関する確認事項等について

N T Tマーケティングアクトホームページ：<http://www.nttact.com/pcsec/index.html>に掲載してあります

#### 1. 本サービス用Webポータル提供時間

##### (1) InfoTrace-OnDemand

24時間365日とします。

##### (2) 制御オプション

毎日午前7時から午前0時（いずれも日本標準時とします。）の間とします。

#### 2. お問い合わせ受付

当社は、以下の各号に定める窓口において、本サービスに関するお客さま管理者からの問い合わせを受け付け、これに対応します。

##### お問い合わせ窓口

電話番号：申込書に記載した電話番号

メールアドレス：申込書に記載したメールアドレス

受付時間：9：00～17：00

#### 3. サービス内容

当社は、本サービスとして以下のサービスをインターネットを介して提供します。

##### (1) InfoTrace-OnDemand

###### 1) 操作ログの収集・管理・保管

①当社は、管理対象PCから、操作ログを30分毎ないし、100件毎に収集し、サービスシステムにて管理・保管します。

②管理対象PCから収集した操作ログの保管容量上限は契約台数x792MB、保管期間は収集した日の属する月の1年後の月の末日までとし、保管容量上限の超過または、保存期間終了を迎えた時点で、DVDへログをコピーした後、随時削除されるものとします。

③当社は、DVDへのログコピーサービスとして、上記②に定める保管期間内の操作ログのバックアップ機能を提供します。契約者は、当社が定める申込書により申込みを行うものとします。

###### 2) Webレポートの閲覧

①当社は、収集した操作ログについて、お客さま管理者がインターネットを介し、Webブラウザを使用して、検索・レポートの閲覧を行うためのWebポータルを提供します。

②検索及びレポートの閲覧に使用するWebブラウザソフトウェアは、Microsoft社製「Microsoft Internet Explorer」とし、そのバージョンは8以上のものとします。

③お客さま管理者は、当社から提供された専用のユーザID・パスワードを使用してWebポータルを利用します。当社から提供された専用のユーザIDの変更はできないものとし、パスワードはお客さま管理者自身がWebポータルから変更できるものとします。

④Webレポートの内容は、1時間に一度程度を目安として更新されます。

###### 3) 操作ログの検索

①当社は、お客さま管理者がWebポータルにおいて操作ログを検索することのできる機能を提供します。

###### 4) アラート機能

①当社は、お客さま管理者があらかじめ設定した内容に従って、自動でキーワードを検知し、E-mailを使用してお客さま管理者に通知する機能を提供します。

②設定したキーワードの検知及びアラートの送信は、1時間に一度程度を目安として行われるものとします。

###### 5) イエローカード機能

①当社は、お客さま管理者がWebポータルからE-mailを使用して、管理対象PCの契約者に対し手動で警告を発する機能を提供します



## (2) 制御オプション

1) 当社は、お客さま管理者がインターネットを介し、Webブラウザを使用して、サービス用エージェントをインストールした管理対象PCに対し実行する処理（以下、ジョブ）の作成、修正、削除、および実行結果の確認を行う機能を提供します。なお、作成できるジョブの種類は、以下の通りです。

- ①外部記憶媒体の制御ジョブ。外部記憶媒体は、管理対象PCに、USB経由で接続されるUSBメモリ、USB外付けハードディスク等が該当します。
- ②Windowsパッチの強制アップデートジョブ。
- ③50メガバイトまでのファイル配信ジョブ。
- ④省電力設定ジョブ。

## (3) DVDへのログコピーサービス

当社は、お客様がご利用された過去1年分のログをDVDに格納してお客様に提供します。

## 4. 本サービスの最低利用台数

### (1) InfoTrace-OnDemand

5台とします。

### (2) 制御オプション

5台とします。

## 5. 本サービスの契約期間および最低利用期間

### (1) InfoTrace-OnDemand

契約期間は1年とします。

最低利用期間を1年とします。

### (2) 制御オプション

契約期間は1年とします。

最低利用期間を1年とします。

### (3) DVDへのログコピーサービス

契約期間は1年とします。

最低利用期間を1年とします。